

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月11日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社エブリー 広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号															
大規模小売店舗の名称及び所在地		(仮称)エブリー高松多肥店 香川県高松市多肥上町字日暮1319番ほか															
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">小売業者</th><th rowspan="2">住所</th></tr><tr><th>名称</th><th>代表者</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>株式会社エブリー</td><td>代表取締役 岡崎 雅廣</td><td>広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号</td></tr><tr><td>2</td><td>未定</td><td>—</td><td>—</td></tr></tbody></table>		No.	小売業者		住所	名称	代表者	1	株式会社エブリー	代表取締役 岡崎 雅廣	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号	2	未定	—	—
No.	小売業者		住所														
	名称	代表者															
1	株式会社エブリー	代表取締役 岡崎 雅廣	広島県福山市南蔵王町一丁目6番11号														
2	未定	—	—														
大規模小売店舗の新設をする日		平成28年8月1日															
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,719平方メートル															
	駐車場の位置及び収容台数	<table border="1"><thead><tr><th>位置</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>A棟、B棟西側(添付図面3上No.1(23P))</td><td>70台</td></tr><tr><td>合計</td><td>70台</td></tr></tbody></table> <p>※駐車場整備台数179台の内70台を来客用の届出駐車台数、4台を自動二輪車兼用の駐車台数、20台を従業員用の駐車台数、85台を臨時駐車台数とする。</p>		位置	収容台数	A棟、B棟西側(添付図面3上No.1(23P))	70台	合計	70台								
		位置	収容台数														
A棟、B棟西側(添付図面3上No.1(23P))	70台																
合計	70台																
		<table border="1"><thead><tr><th>位置</th><th>収容台数</th></tr></thead><tbody><tr><td>A棟西側(添付図面3上)</td><td>18台</td></tr></tbody></table>		位置	収容台数	A棟西側(添付図面3上)	18台										
位置	収容台数																
A棟西側(添付図面3上)	18台																

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数	No.1(23P))		
		B棟南西側(添付図面3上No.2(23P))	12台	
		合計	30台	
		※駐輪場No.1は整備台数29台の内18台を来客用の届出駐輪台数、11台を臨時駐輪場、駐輪場No.2は整備台数20台の内12台を来客用の届出駐輪台数、8台を臨時駐輪場とする。 ※従業員用駐輪場は敷地内の余剰地に別途確保する。		
	荷さばき施設の位置及び面積	位置		面積
		A棟南側(添付図面3上No.1(23P))	22平方メートル	
		B棟南側(添付図面3上No.2(23P))	18平方メートル	
		合計	40平方メートル	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置		容量
		A棟南側(添付図面3上No.1(23P))	20立方メートル	
		B棟南側(添付図面3上No.2(23P))	5立方メートル	
		合計	25立方メートル	
	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	閉店時刻	備考
		午前8時00分	午後12時00分	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場No.(添付図面3上No.(23P))	駐車可能時間帯	
		1	午前7時30分から午前0時30分まで	
		駐車場No.(添付図面3上No.(23P))	出入口の数	位置

	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1	2箇所	駐車場西側 (添付図面3上 No.1(23P))
				駐車場西側 (添付図面3上 No.2(23P))
		合計	2箇所	
大規模小売店舗の施設の 運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷 さばきを行うことができる 時間帯	荷さばき施設No.(添 付図面3上No. (23P))		荷さばき可能 時間帯
		1		午前6時00分 ～午後10時 00分
		2		午前6時00分 ～午後10時 00分

2. 届出年月日

平成27年11月30日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年12月11日から平成28年4月11日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成28年4月11日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ